

6 愛西産第1012号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛西市長 日永 貴章

市町村名 (市町村コード)	愛西市 (23232)
地域名 (地域内農業集落名)	立田地区 (早尾、葛木、戸倉、新右衛門新田、下一色、四会、宮地 石田、後江、雀ヶ森、山路、森川、小茂井、三和、立田、福原新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

水稻主体経営体が活発であり、農業用機械が活用できる田に関しては問題ないが、活用できない田及び畠については、十分とはいえない。また、レンコン主体経営体との分散錯囲の解消が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

市の特産物であるレンコンを衰退させないよう水稻主体経営体とレンコン主体経営体がそれぞれの作付けエリア等について理解を深めもらうことでお互いが共存共栄を目指し、分散錯囲を解消するよう今後進めていく。
また、水稻主体経営体、レンコン主体経営体、施設野菜主体経営体それぞれの作業効率等の向上のため、経営体の話し合い

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,127 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,034 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及び利用権設定がされた農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地については必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

※

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

※

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

※

必要に応じて基盤整備事業を集落単位で実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者の育成等については、農業次世代人材投資資金を活用し、市の農地の保全を努める。今後の農業情報上、農家の複合化、6次産業化、高付加価値等を推進し、強い農業基盤を作っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、委託を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】